

独立行政法人労働政策研究・研修機構の中期目標の変更（概要）

1. 概要

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)（以下「基本方針」という。）等に基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構の中期目標について所要の変更を行う。

(参考) 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（抄）

[平成 25 年 12 月 24 日閣議決定]

【労働政策研究・研修機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 労働行政担当職員研修（労働大学校）については、政策研究機能と研修機能が同じ組織の下で一体的に運営され、高い相乗効果を発揮していることを踏まえ、引き続き本法人が実施する。
- 現中期目標期間中に平成 25 年度の常勤職員数から 5 人以上削減するとともに、法定理事数を 1 名削減する。

2. 変更の内容

基本方針等に基づき以下の変更を行う。

- (1) 独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合及び労働大学校の国への移管を行わなくなったことから、現行の中期目標に記載のある統合及び移管に関する記述の削除（第 2 の 2 及び第 3 の 5）
- (2) 間接部門の縮減による内部組織の合理化を図るとともに、平成 25 年度の常勤職員数から 5 人以上削減し、職員構成を含めた組織再編に取り組む旨を追加（第 2 の 2）

3. 変更の時期

平成 26 年 4 月 1 日

独立行政法人労働政策研究・研修機構の中期計画の変更（概要）

1. 概要

中期目標の変更等を踏まえ、独立行政法人労働政策研究・研修機構の中期計画について、所要の変更を行う。

2. 変更の内容

中期目標の変更等を踏まえ、以下の変更を行う。

- (1) 独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合及び労働大学校の国への移管を行わなくなったことから、現行の中期計画に記載のある統合及び移管の記述の削除（第1の2、第2の5及び第5）
- (2) 間接部門の縮減による内部組織の合理化を図るとともに、平成25年度の常勤職員数から5人以上削減し、職員構成を含めた組織再編に取り組む旨を追加（第1の2及び第9）
- (3) 不要財産の処分に関する計画について、職員借上宿舎に係る敷金返還金の国庫納付に関する記述の追加（第5）
- (4) 施設・設備に関する計画について、耐震補強工事（労働大学校）を追記（第10）
- (5) (3) 及び (4) の変更に伴う、予算計画及び資金計画の変更（別紙2及び別紙4）

3. 変更の時期

平成26年4月1日